

第35回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成29年5月26日

午前10時00分～午前11時31分

○ 出席委員

上西 透	平岡 清一	阪口 正明	元山 義久
中澤 正則	新木 栄	吉田 滋	齋木 弥
吉田 良文	高橋 正秀	芳賀 正美	塩沢 稔宏

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第123号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第124号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第 35 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、4 番元山委員さん、5 番中澤委員さん、宜しくお願い致します。日程 2「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい。異議無しという事で本日 1 日限りと致します。日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。日程 4、会務報告を局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは第 34 回農業委員会総会以降の会務について、私の方からご報告したいと思います。整理番号 1 番、4 月 27 日、第 34 回農業委員会総会が、この委員会室で開催されました。委員 12 名、事務局が出席しております。同じく 2 番、5 月 2 日、農地利用調整会議を旧昭栄小学校で開催しております。第 1 ブロックの委員さんと事務局が出席しております。同じく 3 番、5 月 15 日現地調査が行われております。地区は仁多、屈斜路、第 1 ブロック、第 3 ブロック、事務局が出席しております。飛ばしまして、5 番 5 月 18 日、平成 29 年度弟子屈町農業関係団体総会が役場委員会室で開催されています。塩沢会長、事務局が出席しております。以上簡単ではございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 73 号「農用地等の利用調整結果について」4 番元山委員さんお願いします。

元 山 委 員 4 番元山です。前回の第 34 回総会、議案第 121 号にて申出がありました、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの土地、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡につきましては、申請地周辺一円を調整候補者として、〇個人、〇法人を候補者として、平成 29 年 5 月 2 日、旧昭栄小学校を会場にて、調整委員に塩沢会長、吉田委員、中澤委員、私と事務局が出席して開催いたしました。出席者につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの 2 名が出席いたしました。候補者の 2 人とも、耕作地の隣接地でもあり、購入希望が強く、両者と協議を進めた結果、〇〇〇〇さんが希望価格のとおり、〇〇〇〇円で決定しております。なお、来月の総会にて、農用地利用集積にて所有権移転の提案を予定しておりますので申し添えます。以上、簡単ではありますが利用調整会議の結果につきまして報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、只今元山委員さんの方から報告がございました。何かご意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無しということで、報告第 73 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 74 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いいたします。

をご参照願いたいと思います。

尚、別紙資料に農地法第3条調書を添付しており、本申請に問題ないことを確認したところであります。

補足になりますが、〇〇〇〇の〇〇〇〇は平成29年4月11日となっております。以上簡単ではございますが、議案第122号の説明といたしますので、ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。7番吉田委員さんお願いします。

吉田委員 7番吉田です。申請番号1番、2番につきましては、現地調査を5月15日に塩沢会長、元山委員、中澤委員、私と事務局で実施しました。本申請につきましては、報告第74号番号2番で解約の報告がありました、〇〇〇〇さん所有地及び〇〇〇〇さん所有地を、〇〇〇〇さんが農地所有適格法人、〇〇〇〇を設立に伴い、本人所有の農地及び、父親の〇〇〇〇さん所有の農地につきまして、使用貸借の申請であります。〇〇〇〇さんにおかれましては、担い手として農業経営能力や技術など、十分身に付けており、本申請は〇〇〇〇として農業経営を行うことの申請ですので、特に問題はないと判断しているところです。

また、議案第123号、利用集積計画の決定におきまして現在、自作地として、利用集積を結んでおります、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、と賃貸借を結んでいる土地につきまして、〇〇〇〇へ、利用権移転の申請をされておりますので、申し添えます。以上、簡単ではありますが、報告としますのでよろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かございますか。

各委員 異議無し。

議長 異議無しということで議案第122号を決定させていただきます。次日程8、議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは14ページをお開きください。議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成29年5月26日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

今回の総会に提案されております申請につきましては、利用権設定につきましては、新規によります申請が2件、継続によります申請が16件、利用権移転によります申請が8件、併せまして26件でございます。それでは説明に入ります前に、整理番号1番から13番まで、15番から17番までにつきましては継続の申請でございます。14番18番につきましては新規の申請でございます。

整理番号1番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月26日から平成34年5月25日までの5

年間となっております。図面につきましては21ページをご覧ください。

続きまして整理番号2番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆でございます。現況は畑、貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月29日から平成39年5月28日までの10年間となっております。図面につきましては22ページをご覧ください。

整理番号3番4番につきましては、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有地の申請でございます。

整理番号3番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月29日から平成34年5月28日までの5年間となっております。

整理番号4番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月26日から平成34年5月25日までの5年間となっております。図面につきましては23ページをご覧ください。

整理番号5番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間平成29年5月26日から平成34年5月25日までの5年間となっております。図面につきましては24ページをご覧ください。

整理番号6番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月26日から平成34年5月25日までの5年間となっております。図面につきましては25ページをご覧ください。

整理番号7番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月26日から平成31年7月22日までの2年2か月間となっております。図面につきましては26ページをご覧ください。

整理番号8番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月26日から平成30年5月25日までの1年間となっております。図面につきましては27ページをご覧ください。

続きまして、整理番号9番10番11番につきましては、貸付人が、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有地の申請でございます。

整理番号9番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。利用期間につきましては平成29年5月26日から平成30年5月25日までの1年間となっております。

整理番号10番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年5月26日から平成30年5月25日までの1年間となっております。

整理番号 11 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間については平成 29 年 5 月 26 日から平成 30 年 5 月 25 日までの 1 年間となっております。

整理番号 9 番 10 番 11 番の図面につきましては、28 ページをご覧ください。

整理番号 12 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 29 年 5 月 26 日から平成 32 年 5 月 25 日までの 3 年間となっております。図面につきましては 29 ページをご覧ください。

整理番号 13 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 29 年 5 月 26 日から平成 39 年 5 月 25 日までの 10 年間となっております。図面につきましては 30 ページをご覧ください。

整理番号 14 番につきましては新規でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏外〇名、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 29 年 5 月 26 日から平成 30 年 5 月 25 日までの 1 年間となっております。図面につきましては 31 ページをご覧ください。

整理番号 15 番から 17 番につきましては継続でございます。15 番から 16 番につきましては、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号 15 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円期間につきましては平成 29 年 5 月 28 日から平成 34 年 5 月 27 日までの 5 年間となっております。図面につきましては 32 ページをご覧ください。

整理番号 16 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 29 年 5 月 28 日から平成 34 年 5 月 27 日までの 5 年間となっております。図面につきましては 33 ページをご覧ください。

整理番号 17 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 29 年 5 月 26 日から平成 32 年 5 月 25 日までの 3 年間となっております。図面につきましては 34 ページをご覧ください。

整理番号 18 番につきましては新規の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 29 年 5 月 26 日から平成 34 年 5 月 25 日までの 5 年間となっております。図面につきましては 35 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 19 番から 26 番につきましては、農地保有適格法人、〇〇〇〇設立に伴い、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏が現在利用集積を設定しております、各農地につきましては当社への利用権移転するものでございます。

整理番号 19 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計、〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借

賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 28 年 3 月 1 日から平成 38 年 2 月 28 日までの 10 年間となっております。図面につきましては 36 ページをご覧ください。

整理番号 20 番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 24 年 6 月 19 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 9 年 6 か月間となっております。図面につきましては 37 ページをご覧ください。

整理番号 21 番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年 10 か月となっております。図面につきましては 38 ページをご覧ください。

整理番号 22 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 10 か月となっております。

整理番号 23 番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 10 か月となっております。

整理番号 24 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間については平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 10 ヶ月となっております。整理番号 22 番 23 番 24 番の図面につきましては 39 及び 40 ページをご覧ください。

整理番号 25 番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 28 年 1 月 1 月から平成 32 年 12 月 31 日までの 4 年間となっております。図面につきましては 41 ページをご覧ください。

整理番号 26 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇㎡、外〇筆、合計〇〇〇〇㎡、現況は畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間については平成 27 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 7 年間となっております。図面につきましては 42 ページをご覧ください。

また別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますので、ご参照ください。

以上雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。ここで現地委員さんの報告をお願いします。整理番号 14 番 18 番につきまして、1 番上西委員さんよろしくをお願いします。

上 西 委 員 1 番上西です。議案第 123 号整理番号 14 番 18 番についての現地報告をいたします。現地調査日につきましては、5 月 15 日に実施しました。出席者は平岡委員、芳賀委員、吉田委員、私と事務局です。

この農地は以前〇〇〇〇が利用集積により賃貸借しておりましたが、賃貸借期間が終了することで、今回、〇〇〇〇氏が利用集積により賃貸借することとなりました。当該土地は、このままですと利用されない状況にもあることから、遊休農地を作らない

ためにも問題なしと判断いたしました。

続きまして整理番号 18 番について、現地調査日程及び出席者については先に報告しましたので、割愛します。

所有者は 3 月末に離農しました〇〇〇〇さんであります。新規就農者の〇〇〇〇さんに経営移譲しましたが、申請地は〇〇〇〇にあり自宅周辺から離れており、新規就農者の〇〇〇〇さんでは管理が困難なため、隣接地で営農している〇〇〇〇さんが利用集積により賃貸借することとなりました。〇〇〇〇氏においては、隣接地で営農していたこともあり、農地集積化も図られることから、問題なしと判断いたしました。

以上簡単ではありますが、整理番号 14 番 18 番の報告といたしますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思いますが、整理番号 4 番 5 番について、〇〇〇〇さんが、農業委員会法第 31 条に該当致しますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 4 番 5 番について、何か意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、決定とさせていただきます。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 11 番 12 番 13 番について、〇〇〇〇さんが農業委員会法第 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 11 番 12 番 13 番について、何かご意見ございますか。

新 木 委 員 6 番新木ですがいいですか。整理番号 13 番の値段について、ここ凄く高い感じがあ
るんですが、何か理由があるんですか。

平 岡 委 員 2 番平岡です。今賃貸の値段については目安という程度で、それぞれの地区で、上中下という表現をされているかと思うのですが、多分上畑 6,000 円で 2 割増し位までは 20 パーセントまで位は妥当ではないかという判断の中で進めて、2 割増しというと 7,200 円で、その範囲なので上限内と判断いたしましたし、またこの土地はかなり継続されている土地なので、なかなか金額を下げるというのは難しいかと思われまので、そこは賃貸借されるそれぞれの判断で、また価格についても地域的に問題ないと、現地委員の中で判断いたしました。

新 木 委 員 はい、分かりました。

議 長 はい、ほか何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、整理番号 11 番 12 番 13 番について決定とさせていただきます。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 1 番 2 番 3 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 14 番 15 番 16 番 17 番 18 番 19 番 20 番 21 番 22 番 23 番 24 番 25 番 26 番について、何かご意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、議案第 123 号を決定いたします。次日程 9、議案第 124 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明よろしくお願いします。

事 務 局 それでは 43 ページをお開きください。議案第 124 号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき、申出のあった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成 29 年 5 月 26 日提出。弟子屈町農業員会会長塩沢稔宏。

申出の件数につきましては 1 件でございます。申し出につきましては、先の報告第 74 号にて合意による解約のありました、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地であります。申し出の種類につきましては譲渡でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか 3 筆でございます。現況地目につきましては畑、総面積は、〇〇〇〇㎡であります。申し出人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇〇円の希望でございます。

調整候補者名につきましては、〇〇地区一円としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、公益財団法人北海道農業公社、〇個人〇法人を調整候補者といたしました。以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。7 番吉田委員さんよろしくお願いします。

吉田(滋) 委員 7 番吉田です。整理番号 1 番につきまして、塩沢会長、元山委員、中澤委員と私と事務局で、5 月 15 日に現地調査を実施しました。本申出地につきましては、報告 74 号にて合意解約のありました、現在まで、〇〇〇〇

氏が賃貸借を結び使用しておりました、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の土地であります。申出地につきましては、使用者〇〇〇〇氏がこまなく管理しておりますが、隣接地に川も流れており、比較的水はけの悪い地区の土地でもあります。また、候補者につきましては、申請地が、上仁多、下仁多両地区の界に位置することから、仁多地区一円といたしました。

以上、簡単ではありますが、報告としますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。次に調整候補者の指名については、〇〇〇〇と〇〇〇〇委員が農業委員会法第 31 条に該当致しますので、ここで〇〇〇〇を〇〇〇〇をお願いしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、それでは〇〇〇〇に〇〇〇〇を交代いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。議案第 124 号「農用地等の利用調整申出について」の調整候補者の
(芳賀代理) 決定の前に、〇〇〇〇、〇〇〇〇委員が農業委員会法第 31 条に該当致しますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。調整候補者名として、〇個人〇法人として何かございますか。
(芳賀代理)

齋 木 委 員 8 番齋木です。〇〇〇〇さんですが、65 歳を超えていると思うんですが、たまたま新規就農が入っているかと思うんですが、それはどうなっているの。

事 務 局 はい、〇〇〇〇さんにつきましては、65 歳以上ということで本来外れるのですが、私たちの情報といたしまして、新規就農の予定もあるというところの話もあります。それも含めて今回候補者に入れさせていただきました。

議 長 休憩いたします。
(芳賀代理)

(休 憩)

議 長 再開いたします。事務局から説明がございます。

事 務 局 はい、弟子屈町農地適正化あっせん基準の中では、農業経営が 65 歳以上である場合は、後継者が現に農業に従事しているか、また近く従事する見込みがある場合につきましては、候補者と認めるという形になっております。今回の場合は、先ほども説明させていただきましたように、見込みもあるということで候補者に入れさせていただきました。

た。

議長 休憩いたします。
(芳賀代理) (休憩)

議長 再開いたします。齋木委員さんのご質問について、事務局の説明でよろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

議長 異議なしということで、調整候補者名について決定いたします。〇〇〇〇、〇〇〇〇委員の退席を解除いたします。〇〇〇〇をいたします。休憩いたします。
(休憩)

議長 再開いたします。調整委員の指名について、局長よろしくをお願いします。

局長 はい、それでは私の方から、調整委員の指名を行いたいと思います。通常であれば地区名からいきますと、第1ブロックの委員さんという形になりますけれども、今回〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員が候補者名に登載されたということです。まず委員の指名については、元山委員、中澤委員、芳賀委員の3名でお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 只今局長より3名の委員さんということで提案されましたが、よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

議長 異議無しということで、議案第124号について決定させていただきます。それでは日程1から10まで終わりましたので、ここで休憩いたします。
(休憩)

議長 それでは再開致します。本日、日程1から日程11まで、全て決定させていただきます。これにて、第35回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午前 11 時 31 分以上
顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 元 山 義 久

議事録署名委員 中 澤 正 則